

川崎市公告第1447号

(仮称) ニトリ川崎高津計画に係る条例見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第1項の規定に基づく条例見解書の提出がありましたので、同条第2項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第19条に定める事項について次のとおり公告します。

令和7年10月29日

川崎市長 福田 紀彦

条例見解書について

1 指定開発行為者

名 称：株式会社ニトリホールディングス

代表者：代表取締役 似鳥 昭雄

所在地：札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 3 9 号

2 指定開発行為の名称

（仮称）ニトリ川崎高津計画

3 条例見解書の要旨

第 1 章 指定開発行為の概要

第 2 章 環境影響評価の経過

第 3 章 市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第 4 章 関係地域の範囲

資料編

4 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

（１）期間

令和 7 年 1 0 月 2 9 日（水）から令和 7 年 1 1 月 1 2 日（水）まで

（２）場所及び時間

高津区役所 1 階、環境局環境評価課（市役所本庁舎 2 0 階窓口⑥）

午前 8 時 3 0 分～午後 5 時（環境局環境評価課は午後 5 時 1 5 分まで）

土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、高津区役所は第 2 ・ 4 土曜日の

午前 8 時 3 0 分～午後 0 時 3 0 分は行います。

※縦覧開始日（1 0 月 2 9 日）は、午前 1 0 時から縦覧を行います。